

## 社会保険未加入業者と一次下請契約をした元請業者に対する入札参加停止について

建設工事において、下請契約を締結する全ての案件において、下請業者の社会保険加入状況を確認していますが、平成 2 8 年度からは一次下請業者が社会保険未加入の場合は、元請業者を入札参加停止することとします。

### 記

#### 1 入札参加停止について

##### (1) 措置要件

契約違反（入札参加停止期間：3月）

※発注者が指定した期限（原則1か月）までに社会保険加入の手続きをすれば、契約違反としないものとします。

##### (2) 対象案件

予定価格が250万円を超える建設工事案件

#### 2 社会保険加入状況確認の流れ

(1) 工事担当課において、次のア、イにより社会保険の加入状況を確認します。

ア 一次下請業者

「施工体制台帳」の「健康保険等の加入状況」の欄で確認します。

イ 二次以下の下請業者

「再下請負通知書」の「健康保険等の加入状況」の欄で確認します。

(2) 「施工体制台帳」及び「再下請負通知書」において、社会保険未加入が判明した場合は、併せて元請業者から「社会保険未加入状況報告書」を工事担当課へ提出していただきます。

(3) 下請業者が社会保険未加入業者である場合は、堺市から社会保険担当機関（日本年金機構、大阪労働局）へ通報します。

(4) 一次下請業者の社会保険未加入であった場合、元請業者に対して、社会保険未加入の一次下請業者へ加入指導し、加入状況を報告するよう文書で通知します。

(5) 元請業者は、社会保険等未加入であった一次下請業者における社会保険等の加入状況について、提出期限内に工事担当課へ報告します。

(6) 工事担当課は、(5)の状況について、契約課へ報告します。

(7) (5)の提出期限を超えてもなお、社会保険等未加入である一次下請業者がいた場合、元請業者を入札参加停止します。

#### 3 適用時期

平成 2 8 年 4 月 1 日以降の発注工事から適用します。